

岩手県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営下門岡地区土地改良事業（北上市及び奥州市）に係る換地処分をした。

平成22年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也